

第三期 太田市

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

【令和7年度～令和11年度】

「太田市子育てキャッチフレーズ」

みんなで育てる子育て太田



太 田 市

1 子ども・子育て支援制度

近年では、晩婚化・未婚化が進み、就労体系や生活形態、価値観も多様化しています。また、家族や親戚づきあい、地域とのつながりが希薄になるなど、身近な人からの子育て支援を得にくい状況となっています。晩婚化・未婚化は少子化の進行を急速に早めており、仕事と家庭の両立を図るワークライフバランスの施策や、結婚・出産・育児といった様々なライフステージ別の施策を講じることは喫緊の課題となっています。こうした子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が公布されました。

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられました。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

子ども・子育て関連3法とは

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

子ども・子育て支援の意義 ～子ども・子育て支援法基本指針より～

子ども・子育て支援は、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容及び水準とすることが必要です。全ての子どもに対し、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、全ての子育て家庭を対象に、「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭・学校・地域・職域などあらゆる分野の全ての構成員が関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

子ども・子育て支援制度

■子どものための教育・保育給付

- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援を実施します。

■子育てのための施設等利用給付

- ・ 施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援を実施します。

■地域子ども・子育て支援事業

- ・ 地域の実情に応じた子育て支援を実施します。

2 太田市の子ども・子育てを支援する計画

太田市では、令和2年3月に「第二期 太田市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画」を策定し、行政だけでなく、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。この計画は令和6年度をもって終了することから、現状の課題を明らかにし、後継計画である「第三期 太田市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画」を策定しました。

なお、本計画については、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく、子どもの貧困対策推進計画も包含しています。

基本理念

親と子の 笑顔輝くまち おおた

基本方針

子育て期に応じた支援

- I. 妊娠・出産期の支援
- II. 育児・教育期の支援

子育て期を通じた支援

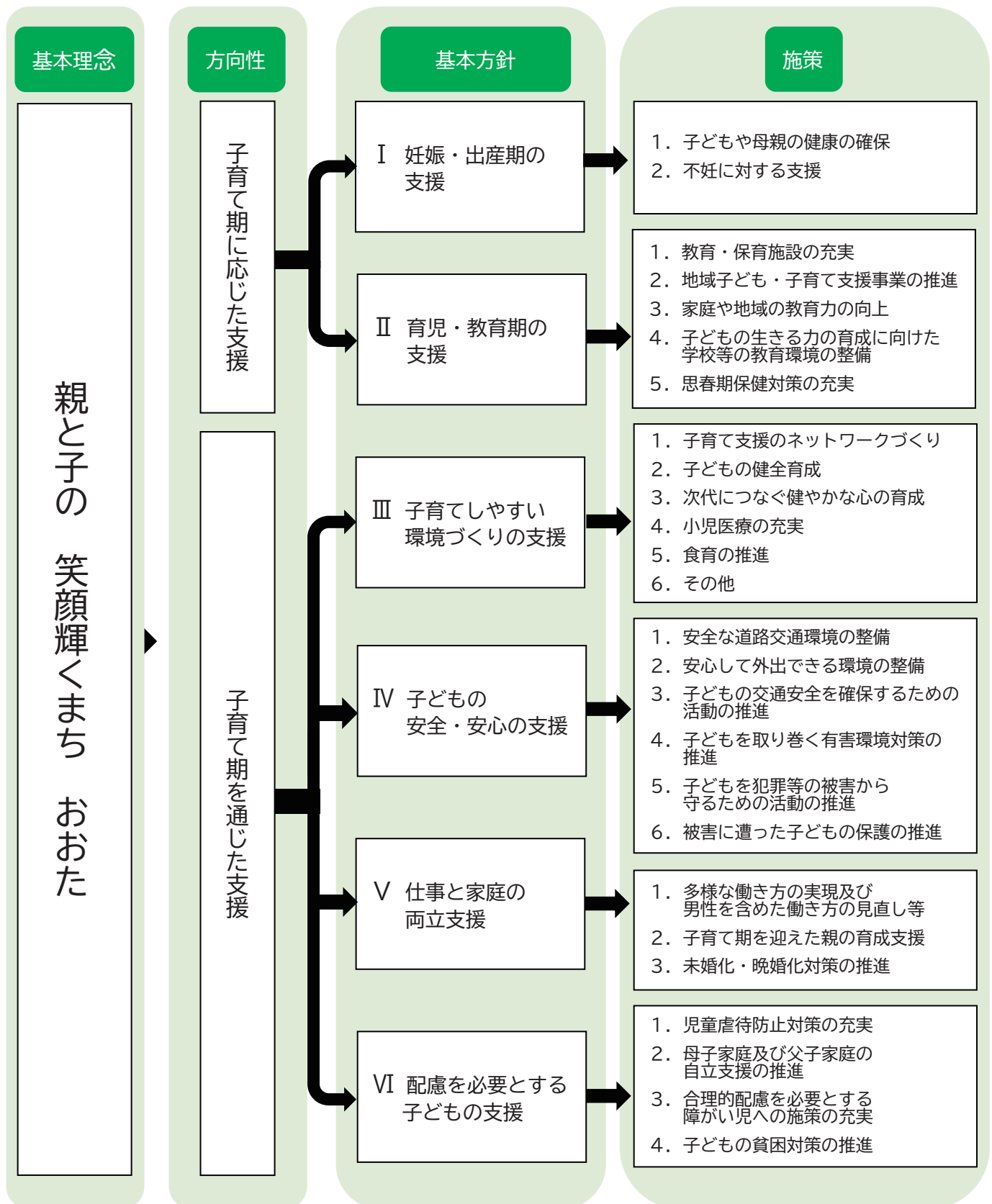
- III. 子育てしやすい環境づくりの支援
- IV. 子どもの安全・安心の支援
- V. 仕事と家庭の両立支援
- VI. 配慮を必要とする子どもの支援

本計画では、「第二期 太田市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画」での基本理念を継承するとともに、国で示されている基本方針などを踏まえ、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを進めていきます。

また、子育てをしやすい環境を構築し、次世代を担う子どもたちが健やかに成長していけるまちづくりのために、積極的に施策を展開していきます。



3 計画の体系



4 実施施策の主な内容

子育て期に応じた支援

■基本方針Ⅰ 妊娠・出産期の支援

安心して子どもを出産する環境を整えるために、母親の健康の確保に留意するとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

また、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防に取り組み、乳幼児期の健全な育成支援と、保護者の子育て支援に努めます。

【主な事業】

- | | |
|-------------|--------------|
| ○妊娠早期届出の推進 | ○歯科保健事業 |
| ○乳幼児健康相談の充実 | ○産婦健康診査の促進 |
| ○母子訪問指導の充実 | ○産後ケア事業 |
| ○伴走型相談支援の充実 | ○相談支援体制の充実 |
| ○予防接種の推進 | ○不妊治療費の助成 など |

■基本方針Ⅱ 育児・教育期の支援

安心して子育てできるまちとして、子育て家庭が自然と支えられ、子育てに対する負担や不安が軽減されていく、温かな地域づくりを推し進めています。

また、保護者が就労を継続し、地域で子どもたちが健やかに成長するための環境を整備します。さらに、学校や地域、家庭が連携・協力した教育環境づくりを推進します。

【主な事業】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ○地域子ども・子育て支援事業の推進（※1） | ○小・中学校に相談員の配置 |
| ○教育・保育施設の充実（※2） | ○学校施設の整備 |
| ○「こどもエコクラブ」事業の推進 | ○いじめ等の問題に関するカウンセリングの推進 |
| ○教職員定数改善計画の実施 | ○心の教育の推進 など |

（※1） 地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------------|----------------------------|
| (1) 利用者支援事業 | (11) 延長保育事業 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業 | (12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |
| (3) 妊婦健康診査 | (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業 | (14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| (5) 養育支援訪問事業/子どもを守る地域
ネットワーク機能強化事業 | (15) 子育て世帯訪問支援事業 |
| (6) 一時預かり事業（幼稚園型） | (16) 児童育成支援拠点事業 |
| (7) 一時預かり事業（幼稚園型を除く） | (17) 親子関係形成支援事業 |
| (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ） | (18) 妊婦等包括相談支援事業 |
| (9) 病児保育事業 | (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |
| (10) ファミリー・サポート・センター事業（就学後） | (20) 産後ケア事業 |

(※2) 教育・保育施設の充実

3つの認定区分と利用できる施設

認定区分	対象者（入所時の満年齢での認定区分）	利用先
1号認定 （教育標準時間認定）	児童が満3歳以上で、新制度の幼稚園等での教育を希望する場合。	幼稚園、認定こども園
2号認定 （保育認定）	児童が満3歳以上で、「保育が必要な理由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。	保育所、認定こども園
3号認定 （保育認定）	児童が満3歳未満で、「保育が必要な理由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合。	保育所、認定こども園、地域型保育

（1）幼稚園・幼稚園型認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

合計	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,115	1,018	956	885	845
②確保方策	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801
②－①（過不足）	686	783	845	916	956

（2）保育所・認定こども園（幼稚園型を除く）等（2号認定、3～5歳児）

合計	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,636	3,516	3,504	3,452	3,513
②確保方策	3,953	3,953	3,953	3,953	3,953
②－①（過不足）	317	437	449	501	440

（3）保育所等（3号認定、0～2歳児）

合計	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,760	2,760	2,759	2,753	2,741
②確保方策	2,758	2,760	2,760	2,760	2,760
②－①（過不足）	▲2	0	1	7	19

子育て期を通じた支援

■基本方針Ⅲ 子育てしやすい環境づくりの支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、ニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。また、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題やインターネット利用の拡大など、情報通信環境をめぐる変化を踏まえ、時代に沿った支援を行います。

医療の充実にも着眼し、適切な保健、医療、療育、福祉、保育などの子育て支援を切れ目なく推進します。

【主な事業】

- 子育て支援ガイドブックの作成・配布
- 幼稚園・保育所と小学校の連携強化
- 主任児童委員・児童委員活動の推進
- 放課後児童クラブの充実
- 「太田市こどもプラッツ」の充実
- こども食堂支援事業の充実

- 小児の救急医療体制の促進
- 医療助成制度の充実
- 子どもの権利条約の普及・啓発
- 妊婦のための支援給付事業
- 学校給食費無料化事業・助成事業
- ベーシックサービス
(幼児教育・保育施設 給食費助成) 事業 など

■基本方針Ⅳ 子どもの安全・安心の支援

子どもが健やかに育つためには、犯罪やいじめ、事故や災害などから、子どもの安全を確保する必要があります。防犯・防災や交通安全、有害環境対策等を進めていきます。

また、被害に遭った子どもに対しては、相談や被害の申告をしやすい取組や心のケア、継続的な啓発活動の実施を行うとともに、加害の防止も含め、総合的な取組を行います。

【主な事業】

- 「通学路」の整備促進
- 「赤ちゃんの駅」の設置促進
- 交通安全教室の開催

- 出会い系サイト等による犯罪被害防止対策の促進
- パトロール活動の推進
- 「子ども安全協力の家」の普及・促進 など

■基本方針Ⅴ 仕事と家庭の両立支援

女性の就労が増加し共働き家庭が増加する中で、子育て世帯が、男女共に柔軟な働き方を選択できるよう、取り組みます。男性の育児への参加や男性の育児休暇の取得が求められていることから、これらの普及を推進します。

子育ての様々な課題に対して、地域で子育てを応援し、子育ての当事者たちが仕事と家庭の両立をするための課題解決支援を行います。

【主な事業】

- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 子育て支援就職面接会の開催
- 女性起業支援事業
- 一時預かり事業の推進

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 男女共同参画に対応した実践的な事業の推進
- 家庭児童相談室の充実 など

■基本方針Ⅵ 配慮を必要とする子どもの支援

貧困、虐待、障がい等の困難な状況に置かれた子どもや、ひとり親家庭などの経済的困難な状況に置かれている家庭に対し、継続して支援を行います。

あらゆる子育て当事者が無縁ではないという共通認識を持ち、困難を感じる子どもや、家庭からのSOSをできる限り早期に把握し、市のさまざまな事業と連携して具体的な支援に繋げる取組を進めます。

【主な事業】

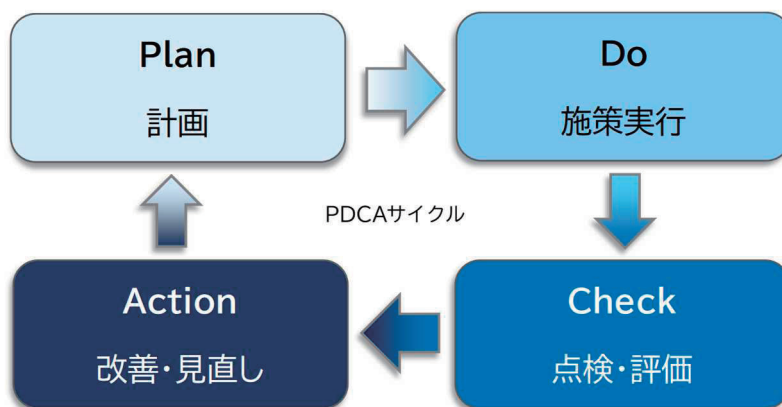
○太田市要保護児童対策地域協議会の推進
○養育費確保支援事業の実施
○障がい児教育の充実

○障がい児短期入所事業の充実
○子どもの学習支援の充実
○奨学金制度の充実 など

5 推進体制

「太田市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画」の推進にあたっては、市の関係各課や関係機関等の連携により、横断的な施策に取り組むとともに、太田市子ども・子育て会議や子ども・子育てに係る関係者等の意見を反映させながら推進していきます。

本計画が有効に機能するためには、PDCAサイクルの形成と運用が不可欠です。そのため本計画は全庁的な体制のもと、各年度においてその実施状況の把握、点検・評価を行い、必要な部分の見直し、改善を行いながらその後の対策を実施していけるよう、庁内における推進体制の充実を図っていきます。



太田市 福祉子ども部 こども課

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1111 (代表)

市ホームページ <https://www.city.ota.gunma.jp/>

